

再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定であった公示済み案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年11月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者心札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

再公示：次の案件については、10月23日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

番号：再公示 1 国名：カンボジア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：租税総局 IT マスタープラン策定支援のためのロードマップ作成支援

1 契約予定期間：2014年1月下旬～2014年8月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における業務整理・課題分析に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月27日から2013年11月29日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月27日から2013年12月2日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月13日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：12月下旬

(5) 契約交渉：1月上旬～1月中旬

5 業務の目的

JICAでは、カンボジア国租税総局（General Department of Taxation: GDT）をカウンターパート（C/P）機関として、2011年9月から2014年9月までの3年間の予定で「申告納税制度促進を通じて租税総局における徴税体制が強化される」ことを目的に、技術協力プロジェクト「租税総局能力強化プロジェクト」を実施している。

現在、GDTでは、税務行政に関する多くの事務処理が少数の職員によって手作業でなされており、膨大な事務作業が発生し職員への負荷となっている。また、情報の流出、紛失や納税額が正確性の確保に対し大きなリスクを抱えている。GDTは中央管理によるデータベースを構築することで、納税者の基本情報の管理とクロスチェック、納税状況の管理、税務調査情報の管理等を可能とし、税務行政のより一層の透明化、公正化を進めることを考えている。GDTは、IT化を喫緊の課題とし、まずはITマスタープラン策定が優先課題と考えており、GDT総局長からJICAに対し、同マスタープラン策定支援に係る協力要請があった。

本業務は、同マスタープラン策定の前工程として、カンボジアの税務行政の情報システム整備にかかる短期及び中期的方向性を整理し、同マスタープラン策定のためのロードマップの作成を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

カンボジア租税総局、プノンペン市内税務署（7箇所）及び地方税務署（カンダル、バットンバン）

ただし、プノンペン市内税務署は、基本的に同じ組織編成で事務を行っていることから、7箇所のうち2箇所を詳細に調査し、残り5箇所については、認識合わせのための訪問とする。

(2) 業務内容

ア 先方のニーズの確認、組織ビジョン・目標明確化、IT化ビジョン・目標の確認

イ 現行業務フロー及び既存の法令規則の明確化、業務量分析の実施

ウ 現行システム、データの収集内容及び活用状況に関する情報収集・分析

エ 今後のIT化の方向性のオプション提示

オ ITマスタープラン策定に向けた今後の作業項目の洗い出し

カ ロードマップの作成（含：スケジューリング・フェージング）

キ GDTが次のステップ（具体的にはbusiness process improvement、ITマスタープラン）を実施する場合のTOR案（含：チームの編成、作業工程、必要MM）の作成

ク ワークショップの開催

7 成果品等

(1) インセプション・レポート (2014年2月上旬)

(2) インテリム・レポート (2014年4月中旬)

- (3) ドラフトファイナル・レポート (2014年6月下旬)
- (4) ファイナル・レポート (2014年8月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/組織・業務分析(評価対象予定者)
- (2) 税務行政
- (3) ITシステム化構想

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・本業務の後、JICAが後段の掲載の図表「GDTの今後のIT化プロセスの想定図」に記載するITマスタープラン策定を支援することになった場合(実際には未定)の公示への参画を可とする。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。